



公共高第 203 号
平成21年 6月29日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正について (通知)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成21年政令第139号) が平成21年5月22日に公布され、地方公務員等共済組合法施行令 (昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。) の一部が改正されましたのでお知らせします。

概要は下記のとおりですので、所属所の組合員の皆様に周知してください。

記

- 1 組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産費又は家族出産費の金額を、4万円引き上げることとする経過措置が設けられた。(改正後の施行令附則第75条の3関係)
- 2 この政令は、平成21年5月22日から施行されることとされた。

担当：公立学校共済組合高知支部
共済班 塩田
TEL 088-821-4755